

# 平成25年度の保育料が決まりました

## ■問い合わせ

福祉課 社会福祉係 ☎75-6118

### 平成25年度 多久市保育料基準額表 (平成25年4月1日以降)

児童の世帯の階層区分と定義		徴収基準額 (月額：円)			
階層区分	定義	0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳児以上
1	生活保護法による被保護世帯	0		0	
2	所得税、市民税とも非課税の世帯 (ひとり親世帯等の場合)	9,000 (0)		6,000 (0)	
3	所得税非課税、市民税は課税の世帯 (ひとり親世帯等の場合)	19,500 (17,500)		16,500 (14,500)	
以下は所得税課税世帯					
4-1	所得税額が20,000円未満の世帯	25,000		22,000	
4-2	20,000円以上40,000円未満の世帯	29,000		26,000	
5-1	40,000円以上61,000円未満の世帯	34,000	31,000	30,500	
5-2	61,000円以上82,000円未満の世帯	39,500	36,600	30,500	
5-3	82,000円以上103,000円未満の世帯	44,500	36,600	30,500	
6-1	103,000円以上258,000円未満の世帯	46,000		36,600	30,500
6-2	258,000円以上413,000円未満の世帯	49,000	47,500	36,600	30,500
7	413,000円以上734,000円未満の世帯	52,000	49,000	36,600	30,500
8	734,000円以上の世帯	52,000	49,000	36,600	30,500

平成25年度の保育所徴収金基準額 (保育料) が決まりました。

保育料は、世帯員の市民税や所得税によって、左表のとおり各階層に分けられています。詳しくは福祉課社会福祉係にお尋ねください。

なお、現在提出された源泉徴収票や確定申告書に変更があった場合は、年度途中に保育料が変わることがあります。

※市民税は平成24年度分、所得税は平成24年分です。

※保育料を算定する場合の所得税は「源泉徴収票」または「確定申告書」の額と一致しない場合があります。

(住宅取得控除等は適用しません)

※扶養控除が変更される前の計算方法で税額を再計算します。

※世帯から2人以上の児童が幼稚園、保育園等に入所している場合の保育料は次のとおりです。

- いちばん年齢の高い児童は定額(基準額)
- 2番目に高い児童は半額
- 3番目以降の児童は無料

### 保育料についての疑問にお答えします

- Q** 子どもが1歳児で保育料を月額39,500円支払っていますが、実際にはどれくらいの保育費用がかかっていますか？
- A** 保育にかかる費用は児童の年齢によって異なります。0歳児で約170,000円、1・2歳児で約110,000円、3歳児で約60,000円、4歳児以上で約50,000円の費用がかかっています。なお、平成25年度の保育料にかかる費用は約6億4,000万円、児童1人あたり年額980,000円になる見込みです。
- Q** 多久市の保育料は、国の基準額と比べてどれくらいの差がありますか？
- A** 国が定めた基準額の約74%となっています。この差額は市が負担(助成)しており、平成25年度の場合は約4,900万円(児童1人あたり75,000円)になる見込みです。



## 地域の身近な相談窓口 『民生委員・児童委員』

『民生委員・児童委員』は、地域の方々の生活状況を把握し、援助が必要な方の生活相談に応じます。また、必要な助言や援助、福祉サービスを適切に利用できるように情報等の提供を行います。福祉事務所等や行政機関の業務に協力するなどの活動も行っています。

『主任児童委員』は、児童に関する相談支援を専門に担当します。

### 民生委員・児童委員の3つの基本姿勢

- 自主性** 地域ボランティアとして、自発的・主体的に活動します。
- 奉仕性** 人と人とのつながりを大切に、無報酬で活動し、関係行政機関の業務にも協力します。
- 地域性** 地域に根ざした福祉活動を行い、あたたかな地域社会づくりを目指します。

### ■問い合わせ

多久市民生児童委員連絡協議会事務局

(社会福祉協議会内)

☎75-35993